



八戸圏域



定住自立圏の取組



八戸市長 小林 眞

八戸市の概要



- 八戸市は、人口約23万7,000人、青森県南東部に位置する県内第二の都市である。
- 東北新幹線や東北縦貫自動車道八戸線、八戸港(重要港湾)、三沢空港、本州と北海道 を結ぶフェリー等、北東北における陸・海・空の交通結節点となっている。
- 県内最多の商圏人口約67万人を擁し、岩手県北も含めた広域商業を担っている。

①人 ロ:約23万7,000人(H22) 【青森県第2の都市】

②商圈人口:約67万人(H23)

【青森県南〜岩手県北〜秋田県北東部】

③商品販売額:8,254億円(H19) 【青森県第2位】

④製造品出荷額等: 5,190億円 (H22)

【北東北最大の工業都市】

⑤八戸漁港水揚げ高:11.2万トン(H24)

【全国有数の水産都市】

⑥コンテナ貨物取扱量: 42,863TEU(H24)

【東北第3の港湾物流都市】

▶ 2010年 東日本大震災で被災(震度5強・津波の高さ6.2m)

> 2013年 三陸復興国立公園指定



八戸圏域定住自立圏の取組



八戸圏域

八戸市(中心市)・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町(8市町村)

八戸圏域のつながり

- ①当圏域は、古くは藩政時代(南部藩)のころから、 長い歴史を共有し、共通の文化・習慣があること。
- ②八戸市を中心とした生活圏(通勤・通学圏、医療圏、 商圏など)がすでに形成されていたこと。
- ③同じ8市町村による一部事務組合の設置(S46~)など、圏域の広域的課題(広域消防・ごみ焼却処理等)に対し、以前から一体となって取り組んでいたこと。



八戸圏域の経過

平成21年3月19日 中心市宣言

平成21年9月24日 八戸圏域定住自立圏形成協定締結

平成22年2月22日 八戸圏域定住自立圏共生ビジョン策定

毎年度連携施策を追加

平成21年度 14施策20事業

平成22年度 20施策27事業 平成23年度~ 22施策30事業

八戸圏域定住自立圏の主な事業①



ドクターカー運行事業

■平成22年3月29日 運行開始

■配置先 八戸市立市民病院

■累計出動要請 3,089件 (うち圏域町村 561件)

※一日平均2.6回

(平成25年7月末現在)

劇的救命

安全・安心情報システムの構築

- ■八戸市が運営していた「ほっとスルメール」を平成22 年12月に圏域全体に拡大
- ■ほっとスルメールは、登録した携帯電話などに、気象情報・火災情報などを提供するシステム
- ■登録者数 36,907人 (うち圏域町村4,550人) (平成25年8月末現在)



八戸圏域公共交通計画の策定・推進

- ■平成22年11月 計画策定
- ■圏域住民の"広域的な活動・交流を促進"するため、圏域内の複数市町村を跨ぐ広域バス路線(南部バス・十鉄バス)の運賃を、<u>初乗り</u> 150円・50円刻み・上限500円に改定する実証実験を実施(平成23年 10月1日から2年間)
- ■実証実験に伴う運送収入の減収見込み額に対して、財政支援
- ■圏域内の公共交通の乗継環境を改善するため、鉄道駅や路線バスの乗継ポイントで案内サインを整備



八戸圏域定住自立圏の主な事業②



医師派遣事業

- ■圏域の中核病院である八戸市立市民病から自治体病院・診療所へ医師を派遣
- ■派遣先

三戸中央病院(平成21年10月~)

五戸総合病院(平成22年10月~)

田子診療所(平成23年5月~)



ファミリーサポートセンター事業

- ■八戸市が実施していたファミリーサポートセンター事業を平成22年12月に圏域全体に拡大
- ■登録者数 依頼会員 373人(うち圏域町村20人) 提供会員 246人(うち圏域町村17人) 両方会員 31人(うち圏域町村1人) (平成25年8月末現在)

そば振興センター共同利用事業

- ■八戸市の南郷そば振興センターを拡充し、 八戸市・階上町で共同利用
- 拡充の概要乾燥設備及び選別設備の拡充第二作業棟の増築
- ■平成23年9月30日 第二作業棟落成式
- ■処理量 八戸市156トン (うち階上町56トン) (平成25年8月末現在)



八戸市における広域連携・交流の取組



八戸地域広域市町村圏事務組合

- ○構成 青森県1市6町1村
- ○設立 平成46年4月1日
- ○目的

消防、ごみ、し尿処理、 介護福祉などに関する 業務を行うために設置 された一部事務組合



八戸圏域水道企業団

- ○構成 青森県1市6町
- ○設立 昭和61年4月1日
- ○目的

水道事業を行うために、 設置された一部事務組 合



三圏域連携懇談会

- ○構成 八戸市、久慈市、二戸市 青森県三八地域県民局、 岩手県県北広域振興局
- ○設立 平成18年7月24日
- ○目的行政の線引にとらわれることなく、全体の振興に向け、連携事業を推進



食を活かした広域観光、災害時相互応援協定による防災協力体制、郷土芸能交流などの文化交流事業を実施



北奥羽開発促進協議会

- 〇構成 青森県、岩手県、 秋田県6市14町4村
- ○設立 昭和43年3月4日
- ○目的

青森県南、岩手県北、秋田県北の総合的開発・発展を図る

○活動概要

東北新幹線の延伸や地域内高規格道路の整備促進など地域内の 重点事業について関係機関へ

要望を実施



その他の取組

- ・歴史や地理的なつながりによる平成・南部藩(昭和59年11月7日)、戸のサミット(平成5年11月6日)、三陸沿岸都市会議 (昭和59年8月11日)による連携
- ・国の地域指定に基づく新産業都市の建設、地方拠点都市地域の整備などにより広域的課題に対応

定住自立圏のこれまでの課題と対応



取組を進めてきた中での課題

○連携事業の実施に伴う費用をどのように負担するのか



- ――〉 ・新規事業の立ち上げ時には、国の臨時交付金により、基 金を造成(平成21~23年度)し、活用
 - ・今後の対応のために、ふるさと市町村圏基金の一部を取 崩し、新たに基金を造成し(平成25~)、活用
 - ・事業の性格ごとに費用負担の考え方を整理し、関係市町 村で公平に費用負担

関係市町村との連携における課題

○連携事業の実施について、どのように合意形成するのか



・事務担当者によるワーキング会議により、現場から課題を 掘り起こし、担当課長会議での協議を経て、首長会議で合 意形成

定住自立圏の普及・啓発活動



◎「定住自立圏の形成に関する講演会」の開催(八戸市主催)

開催概要

相互理解を深め、定住自立圏構想の普及・啓 発を図る目的で、地域住民をはじめ、各市町村 議会議員、首長、各市町村担当職員等を対象 に、総務省や大学等から講師を招き講演会を 定期的に開催



第1回 八戸市

開催実績

- ・平成21年度(3回) 八戸市・南部町・八戸市
- ・平成22年度(3回) 五戸町・階上町・おいらせ町
- ·平成23年度(2回) 三戸町・八戸市
- ·平成24年度(2回) 田子町·新郷村
- •平成25年度(3回)

八戸市・南部町・五戸町(予定)



第5回 階上町

第12回 南部町



八戸圏域定住議員連盟と連携



八戸圏域定住自立圏形成促進議員連盟

平成21年9月 八戸市議会議員有志の呼びかけにより発足 全8市町村の超党派議員連盟(現在134名)

議員連盟設立の目的

定住自立圏の振興・発展に資するため、定住自立圏の形成に関する講演会」への参加や研修等を積極的に実施し、圏域内の相互理解を図る。

活動内容

- ・「定住自立圏の形成に関する講演会」に第1回から多数 参加
- ・定住自立圏に取り組む先進地を視察



発起人代表あいさつ(設立総会)



研修のようす(福岡県久留米市)



八戸圏域定住自立圏の 形成を後押し

定住自立圏推進に係る今後の課題



これまで

- ・圏域で新たに実施する事業(ドクターカー運行事業など)
- ・従来中心市である八戸市が実施してきた事業を関係町村に拡大する取組(安全・安心情報システムの構築、ファミリーサポートセンター事業の圏域拡大など)



今後に向けて

- ・生活機能の確保を図るため、農業などの産業振興・特別支援教育・広域観光・公共施設の相互利用などの連携事業について検討
- ・定住自立圏構想の趣旨である中心市の都市機能を引き続き活用しながら、関係町村の基幹産業(農林水産業)、自然環境、歴史、文化などを活用した連携事業を展開

国に望む支援等



- 〇定住自立圏構想による連携事業を強化 し、圏域の生活機能のさらなる確保を図 るため、包括的な財政支援を拡充
- ○地方の人口定住に中心的な役割を担うべき定住自立圏において、中長期的に医師を自律的に確保するため、自治医科大学(分校)の設立・運営にかかる財政支援

定住自立圏で医師を育てる



自治医科大学(分校)の設立・運営に向けて

【具体案】

- 1)定住自立圏の医師確保のための自治医科大学(分校)の設立
 - ・設立の方法論は様々あるが、都道府県が運営を支える自治医科大学に倣い、地域医療に従事する医師を養成・確保するため、定住自立圏が自律的に運営する自治医科大学(分校)を設立



2)定住自立圏による自治医科大学(分校)の運営

- ・入学枠は、1圏域当たり0.5人/年(2年間に1人入学)
- •定住自立圏からの負担額 約1,000万円/年×0.5人×6学年=約3,000万円/年

(1人あたり約500万円/年)

3)医師の確保策

- ・卒業後最低9年間、定住自立圏内の地域医療に携わる
- ・9年間従事することにより、定住自立圏が負担していた当該医師の就学費用について返還不要